

出雲ドーム広告看板掲出要領

出雲健康公園の設置及び管理に関する条例及び同施行規則に定めのない事項について、以下の取扱とする。

1. 看板作成・設置 看板ボード及び取り付け金具の設置は施設管理者で用意いたします。看板へのペイント費等は貴社のご負担となります。
(※看板業者の斡旋も行います。ご相談ください。)
2. 広告看板の管理 施設管理者の方で行います。ただし、施設管理者の責任によらない場合(天変地異等)については、この限りではありません。
3. 広告看板使用料の支払について 原則として1ヵ年分を前納でお願いします。ただし、都合によりご相談に応じます。
4. 契約期間中の解約について 契約期間中に契約解除の申し出を受けた場合、当該年度分については広告料の返納はできません。なお、解約の申し出は2ヶ月前までをお願いします。
5. 看板掲出の申込方法 施設管理者「NPO法人出雲スポーツ振興21」へ申請書の提出をお願いします。
6. 申込み先及び問い合わせ先 〒693-0058
出雲市矢野町999番地
NPO法人 出雲スポーツ振興21
TEL (0853) 25-1006
FAX (0853) 25-0106

広告使用料 (1ヶ年分)

設置場所	規模	使用料(円/1枚/12ヵ月)		
		基本額	2枚目の額	3枚目以降の額
電光表示盤を挟んで 左右各4ヵ所	縦1.2m×横 8.28m以内	314,285	220,000	157,142
ライトファウルポールの左2ヵ所 レフトファウルポールの右2ヵ所		209,523	146,666	104,761
ライトファウルポールから レフトファウルポールまで 内野側20ヵ所		104,761	73,333	52,380